

様式第 33 (第 53 条関係)

証 紙 貼 付 書					
収 受 番 号			申 請 者	※	
申 請 年 月 日	年	月	日	住 所 ・ 氏 名	
課 長 (かい長)	審 査	種 目		金 額	
		計 量 手 数 料 (検定・検査関係)			
証 紙 貼 付 欄					
内 訳					
区 分	単 価	個 数	金 額	調 査 印	
	円	個			
※印の欄は、申請者において記入してください。ただし、申請書に直接本書を添付するときはその記入を省略することができます。					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

基準器検査規則第2条第1項に定める計量器の検査

(この表において「法」とは計量法〔平成4年法律第51号〕をいう。)

計 量 器 の 検 査	基準器検査を受けることができる者
定期検査	都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関
法第43条の規定による届出製造事業者の検査	届出製造事業者
法第47条の規定による届出製造事業者又は届出修理事業者の検査	届出製造事業者又は届出修理事業者
法第60条第2項第2号（法第69条第1項で準用する場合を含む。）の規定による特殊容器の検査	特殊容器の指定製造者（指定外国製造者を含む。）
検定	都道府県知事、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）、日本電気計器検定所又は指定検定機関
変成器付電気計器検査	研究所、日本電気計器検定所又は指定検定機関
装置検査	都道府県知事
法第95条第2項（法第101条第3項で準用する場合を含む。）の規定による指定製造事業者の検査	指定製造事業者（指定外国製造事業者及び法第101条第1項の申請をしようとする外国製造事業者を含む。）
都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う基準器検査	研究所、都道府県知事又は日本電気計器検定所
計量証明検査	都道府県知事又は指定計量証明検査機関
法第151条第1項、法第152条第1項、法第153条第1項、法第154条第1項及び同条第2項の規定による特定計量器の検査	都道府県知事、研究所、日本電気計器検定所又は特定市町村の長
法第19条第2項、法第25条第1項、法第116条第2項、法第120条第1項及び法第128条第1号の規定による計量士が行う検査	計量士

基準器検査手数料

基準器検査手数料

区分		単位	手数料の額 (単位:円)	備考	
タクシーメーター装置検査用基準器		1個につき	13,400		
基準手動天びん		1個につき	4,900	県で検査可能なのはひょう量2トン以下のものであって、目量又は表記された感量がひょう量の4千分の1以上のもの	
基準直示天びん		1個につき	7,900		
基準台手動はかり	ひょう量が1キログラム以下のもの	1個につき	3,350		
	ひょう量が10キログラム以下のもの	1個につき	5,300		
	ひょう量が50キログラム以下のもの	1個につき	7,800		
	ひょう量が200キログラム以下のもの	1個につき	10,500		
	ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	14,000		
	ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	20,900		
	ひょう量が1.5トン以下のもの	1個につき	27,800	県で検査可能なのはひょう量5トン以下のものであって、目量又は表記された感量がひょう量の2万分の1以上のもの	
	ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	34,700		
	ひょう量が2.5トン以下のもの	1個につき	41,600		
	ひょう量が3トン以下のもの	1個につき	48,500		
	ひょう量が3.5トン以下のもの	1個につき	55,400		
	ひょう量が4トン以下のもの	1個につき	62,300		
	ひょう量が4.5トン以下のもの	1個につき	69,200		
	ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	76,100		
基準分銅	1級	表す質量が200グラム以下のもの	1個につき	3,200	1級である旨の表記(F2)があるもの
		表す質量が200グラムを超えるもの	1個につき	7,900	
	2級	表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき	640	2級である旨の表記(M1)があるもの
		表す質量が50キログラム以下のもの	1個につき	780	
		表す質量が50キログラムを超えるもの	1個につき	8,800	
	3級	表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき	480	3級である旨の表記(M2)があるもの
		表す質量が50キログラム以下のもの	1個につき	650	
		表す質量が50キログラムを超えるもの	1個につき	7,100	
	基準湿式ガスメーター		1個につき	18,400	計ることができるガスの体積が計量室の1回転につき20リットル以下のもの
液体メーター用基準タンク	燃料油メーターの検査に用いるもの	全量が0.25立方メートル(250リットル)以下のもの	1個につき	13,600	県で検査可能なものは全量25リットル以下のもの
	水道(温水)メーターの検査に用いるもの	全量が0.25立方メートル(250リットル)を超えるもの	1個につき	34,000	
最少測定量の200分の1の量による液面の位置の変化が2ミリメートル未満のものに限る。					
ゲージグラスを2以上有する場合にあっては、ゲージグラスが1増すごとに、当該検査に係る手数料の額の欄に掲げる額に当該額の2分の1に相当する額を加算した額とする。					

※この表に掲げたもの以外の検定・検査を行う場合の手数料の額は、その都度知事が定める額とする。